



発行 東京都

目次

36

規則（教）

- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………
- 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………

規則（教）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第二十五号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第五項中「による運賃等」の下に「（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。）」を加える。

第三十七条第一項中「一万分の一万九百二十」を「一万分の一万八百六・二五」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第二十六号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「一万分の一万九百二十」を「一万分の一万八百六・二五」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第二十七号

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「による号給が」を「において」に、「に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて」を「は人事委員会と協議して別に定めるものとし」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十八号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第六条」を「第五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条中「別表第四」を「別表第三」に改め、

同条を第五条とし、第七条中「、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

別表第二中「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

別表第三を削る。

別表第四中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第三とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(令和七年東京都教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第七条の改正規定を削る。

附則第一項中「、令和九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は」を削り、同項の項番号を削り、附則第二項を削る。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

